

新潟市請負工事の監督及び検査要綱 新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p><u>(監督員の職務)</u></p> <p><u>第5条</u> 監督員は、請負工事の適正な履行を確保するため、次に掲げる必要な監督（以下「監督」という。）を行うものとする。</p> <p>(1) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議の処理。</p> <p>(2) 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾。</p> <p>(3) 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施の処理。</p> <p>(4) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものToRemove。）の処理。</p> <p>(5) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の報告。</p> <p>(6) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整の処理。</p> <p><u>(7) 部分払いをすることとした工事について、工事の完成前に工事の出来形部分等を査定し、査定を完了したときは、その結果について出来形明細書を作成。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。</p>	<p><u>(監督員の職務)</u></p> <p><u>第5条</u> 監督員は、請負工事の適正な履行を確保するため、次に掲げる必要な監督（以下「監督」という。）を行うものとする。</p> <p>(1) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議の処理</p> <p>(2) 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾</p> <p>(3) 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施の処理</p> <p>(4) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易のものを除く。）の処理</p> <p>(5) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の報告</p> <p>(6) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整の処理</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。</p>	

<p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に工事履行届を受理したものから適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この要綱は、令和8年1月15日から施行する。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に工事履行届を受理したものから適用する。</p>	
--	---	--